

こども・子育て会議 要録（令和7年度 第5回 令和8年2月12日）

区分	内容
1. 開会あいさつ	
脇田委員長あいさつ	
2. 議題	
(1) こどもの意見聴取・パブリックコメントの状況について	
事務局	「(1) こどもの意見聴取・パブリックコメントの状況について
委員長	説明の内容をふまえ、質問や意見はないか。
委員	ヒアリングなど結構大変なことを色々実施し、すごくよかったと思う。パブコメを行うことで周知もできた。やはり学校の先生からの周知は大きいと思う。パブリックコメントの結果は条例案に反映されているのか。
事務局	本日配布した条例案に反映している。言葉の定義の修正をしたことで、条例を1条追加している。
委員	No.69「こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりは具体的にどのようなことをするのですか。」に対する市の回答は、「NPO 法人や市民活動団体、こども真ん中サポーター（オゴサポ）の皆さんと協働しながら」となっているが、居場所を大人が決めているように読みとれる。居場所を決めるのはこどもなので、書き方としては、「市は、地域でこどもの居場所を作り方の取り組みを推進していきます。地域には、NPO 法人やこういう団体があります。」と修正した方がよいと思う。
委員長	この居場所というのは与えられるものではない。学校に役割分担としてその子のやるべきものがあると、そのことによって居場所を感じるということが生徒指導ではある。その子の環境を作っていくような表現の方がいいと思う。
委員	1月に行った子ども・若者座談会が印象的で、こどもが、「相談には行くけど決められた所には行かない。行った所に話しやすい人がいることが大事。」と言っていた。 今、障がい関係のこどもさんの300人弱のアンケートをまとめているが、基本的に公共施設自体が障がい者が利用することを設定した設計になっていないという意見が結構多く、20代30代になると公共施設を利用していない人がすごく増える。小さい時に利用できない状況だと、後々アクセスの弱者や、利用しづらいと思っている人達は利用しない。居場所自体を団体等も含めて居場所と定義つけた方がよいのでは。
事務局	文言を検討する。No.70、No71も同様のこども達の相談支援必要な支援とあるが、具体的にどんな支援なのかという質問も出てくる。 「こどもが不安や悩みを解消できるよう、気軽に相談ができる相談窓口などを検討していきます。」と記載しているが、むしろその相談窓口を市がつくるという回答よりも、「相談がしやすい人間関係であったりコミュニケーションであったり環境作りに努めていきます。」という答えの方がいいのか。
委員	おそらく相談を受けた大人が最終的に相談を集約できる場所として市がある。

	そういうのは必要かなと思う。
(2) 小郡市こどもの権利条例について	
事務局	「(2) 小郡市こどもの権利条例について」の説明
委員長	説明の内容をふまえ、質問や意見はないか。
事務局	こどもの権利条例案について最終確認を行ったが、パブリックコメント期間があと3日間残っており、残り期間にこの条例に意見反映をすべき内容を提出される可能性があるため、よろしければ修正等があれば事務局と委員長に一任をいただきたい。 この条例は3月議会に議案提出し議決後、4月1日条例公布。半年間の周知期間を設けて、7月1日から具体的にこの条例が動いていくという形にしたい。概要版を作成し学校等の関係者に配布し周知に努めたい。
(3) 「小郡市こども計画」の代用計画の策定について	
事務局	(3) 「小郡市こども計画」の代用計画の策定について説明
委員長	説明の内容をふまえ、質問や意見はないか。
委員	国の事業で対象は2歳までということだが、市の独自として兄弟児の受け入れができるのか。小学生等、対象を広げる可能性があるのか。
事務局	国の制度に準じた形でスタートする。今後、対象を広げてほしいというニーズがあれば市独自でも検討していく必要があると考えている。国は前提条件として対象をその保育所等に通園していないこどもとしている。 通園しているこどもで通いたいという子がいた場合は、今後この現制度の状況と照らし合わせて、受け入れ枠を増やすかどうかは検討したい。
委員	今の制度では難しいかもしれないが、医療的ケア児の受け入れは予定しているのか。
事務局	国の指針では、医療的ケア児の受け入れに努めることとされている。検討を進める中で医療的ケア児の受け入れも考えた上で確保の計画を立てた。 現時点では公立保育所で看護師の確保等が難しい現状があり、令和8年度スタートでは受け入れ枠が設けられない状況。今後は医療的ケア児も受け入れる方向で進めていく。
委員	1日中預ける場合は給食が必要になると思うが、アレルギー対応の給食の発注等をいつまでにするのか、予約日の設定等は設けるのか。
事務局	この制度自体、基本的に初回面談後に定期利用を想定している。こどもの受け入れ計画をたて定期的にどのように受け入れていくか話をする時にアレルギーについての話もする。 アレルギーの場合はおそらく除去食になると思うが、給食の準備等で難しい面等があれば、予約の締め切りを少し早めるかもしれないが、現時点では前日の5時までの予約でなるべく受け入れるように体制を整えていく。保護者が予約しやすいような時間設定等を考えている。
委員	公立保育所で、「アレルギー対応給食は1週間分の発注をするから1週間前だと助かる。」と言われたことがある。 アレルギー除去食が必要かどうかによっても園の負担は違うのかもしれない

	いが、別メニューになったりする。その注文が園内で調理しない物で発注のものだったら、ことわられたこともある。前日までの予約で夫大丈夫なのか。
事務局	現時点では所長と打ち合わせ中で、調理師との打ち合わせはまだ十分にできていない。いただいた意見を基に調整・検討しお示ししたい。
委員	継続的な利用が前提で月 10 時間までとなっているが、1 回 1 人何時間を考えているのか。
事務局	公立保育所の想定は、9 時から 3 時までの間で希望に応じた時間。 10 時間という設定があるので、10 時間のうちの 5 時間を上限に受け入れる。1 回 5 時間で定期的利用を想定すると 2 週間に 1 回。その子に応じて短い時間で回数を多くした方がよいのであれば、個々に応じて設定するよう考えている。
委員	5 時間の 2 回利用で継続的になるのか。無償化の時は公立 2 園だけではなくなかったと思う。色んなところが利用でき、保護者の選択肢があったと思うが、公立 2 園というのは何か理由があるのか。
事務局	公立保育所 2 園に至った経緯は、市内の対象施設に公募をかけたが新規事業ということもあり、運営費（扶助費）を各園に支払うが費用対効果が見られないため、令和 8 年の 4 月スタート時点では私立の園では手が上がらなかった。4 月スタートが必須条件のため公立の 2 園でスタートする。 継続利用の件は、必ず同じ園に行くという強制的なものではないが、こどもの育ちを考えると継続的な利用が望ましい。
委員	10 時間というのは小郡市のルールなのか、国の制度なのか。
事務局	他市町村では 10 時間以上設定している市町村もあるが、小郡市では国の補助の上限である 10 時間でスタートする予定。
委員	利用目的は何か。必要な時に預けるイメージなのか。
事務局	必要な時に利用したいという意見もあったが、趣旨からするとそれは一時預かり事業になる。定期的に利用したいというニーズをアンケートから抽出し利用率を定めた。
委員	こどもの育ちのために定期的に集団の場に行くことを計画してやるようなイメージなのか。
委員	預かり時間は誰と話し合っ決めていいのか。予定をしたり時間の調整はできるのか。
事務局	保護者と園の先生と話し合っ決めて。保護者がなるべく長い時間預かって欲しい場合は、要望に応じた対応をするよう考えている。あくまでスタートして運営側をお願いする形になるが、保護者が使いたい時に予約する形なので予約の仕方は自由形式という認識。
委員	制度の話があった時、月 10 時間という国の制度の説明だったが 10 時間のために保育士を雇うことはできないと考えて手を挙げなかった。実際、動き出して制度が良さそうであれば未実施園でも実施を考える可能性があるが途中からでもよいのか。
事務局	随時受付を考えている。原則、こども・子育て会議で認可に対する審議を図

	<p>り、了承後に認可という手続きになる。</p>
委員	<p>保護者に制度の趣旨をきちんと理解してもらわないといけないと思う。こどもの育ちというところからこの制度を行う。親の用事があるから預けるとかではなく、保護者も一緒にこの時間を過ごしてもらおうのが理想だという話を保育協会でもしている。</p> <p>こどもの様子を見る中でお母さん達にも小集団の中でのこどもの様子を見たり、お母さんの悩み等を聞いて子育てに意欲を持ってもらえるような制度にしていく方がいいのではないか。</p> <p>10 時間という時間が長いかわかりは、実際預ける中でわかってくることだと思う。</p> <p>保育士を1人つける形となるが、月にこども2人位預かるのに保育士1人つけるのは非常に難しい。予約があった時に保育士を確保しないと行けないが保育士不足の中で非常に難しい。また、人を雇ってもこどもが来た時間が2時間だったら2時間分だけの補助金しか出ないので非常に負担も大きい。よりよいこどもの育ちのためには是非やりたいという思いはあるが保育士確保ができるのか、預かったからには責任があるので、その保証ができないのにすぐ手を出してうまくやれなかったら良くないので様子を見たい。</p> <p>一緒に保護者と話をしながら子育て応援ができるような制度になるとよい。預けっぱなしにならないことと、その時間自分の好きなことをしたいっていうのもあると一緒に子育てできるような制度になって欲しい。</p>
委員長	<p>趣旨を双方が十分に理解しなければ、この制度はうまくいかない。</p>
委員	<p>これは親の育児不安であったりとかが大前提だったと思う。</p> <p>25年から実際に試行、26年から完全実施で、小都市の方でどのように計画されてきたのか。差し迫った状況になって動いているように見える。</p> <p>申し込み方法はアクセスしながらやらないといけないが、本人の申請だけなのか窓口で一緒にやってもらえるのか。アクセス難民の問題もあるがどうなるのか。</p> <p>医療的ケア児は、大方看護師が配置されると思うが、医療ケアが必要でない重症児はこの制度を利用してもいいのか。こどもの属性によって判断されるようなことはないのか。またその防止策はあるのか。代行計画の数字は、どのくらいのニーズがあるのかを含めて数の見込みの積算はどうなっているのか。</p> <p>私は障がい福祉関係だが、放課後等デイサービス等でも、初めは少なく設定していて、開けてみたらすごく増えてきて今度は増えすぎたという経過があった。</p> <p>6ヶ月から2歳までが利用でき、集団化に慣れていくという目標がある。そうしたときに、年齢が来たからもう利用できないとなると、こどもにとって失礼な話ではないか。その段階で保育所や幼稚園に入園できているとか、入園はほぼ確定できているという小都市のビジョンが見えていけば、この年齢でもいいと思うが待機が出たり行けている子がいないということが現実あるとすれば、この年齢は少し柔軟に考えないといけないのではないか。</p>

	<p>あとは、申請時の申し込み。もう一つは障がい児や気になる子自体が外されないよう、弾かれないような取組みについて聞きたい。</p>
事務局	<p>申請方法は原則DX推進という国の方針もあるのでシステムを使っての申請を案内している。</p> <p>デジタルでの申請が難しい場合は窓口で申請書を提出いただき、予約は市が代わりに申請するというような制度がある。3点目は、医療的ケア児に限らず特性のあるお子さんの受け入れは、制度の趣旨としても受け入れる前提での制度設計になっている。基本的には受け入れ拒否はできないと認識している。</p> <p>もし、対外的に説明ができかねるような状況があれば、市としても対象園に対し指導を徹底していく。予防策、防止策に関して市としてしっかりと管理、監視していく。</p> <p>最後に受け入れ年齢の幅の市としての考え方は、対象を広げて受け入れることは大事なことだと認識している。今回はこちらの内容で制度設計をしている。</p> <p>今後は財政状況も踏まえて、なるべく幅広いニーズに合わせた受け入れ体制を設計していく必要があると認識している。</p> <p>数の量の見込み等が少し遅れてるというふうに見受けられるような形でこのタイミングでの説明になり大変申し訳ございません。</p>
委員	<p>代用計画の利用者数は、制度が浸透しないと当然利用者が増えないと思うが、出生数からみてもこの数は少ないと思う。</p> <p>300 弱の出生数があって保育所等に繋がっていない子はもっと多いと思うが。</p> <p>保護者の都合による利用が絶対に増えてくるはずだ。その点はやっぱりしっかりと押さえていかないといけないと思う。</p>
委員長	<p>スタートするときに丁寧な説明が必要。この趣旨をきちっと理解してもらわないと混乱が起きてしまうのかも知れない。曖昧だとそこがもつれてくる。周知されるのか。</p>
事務局	<p>広報2月号掲載、セグメント配信、LINE、Twitter、メール、インスタグラム、チラシ等での周知を考えている。</p>
委員	<p>受け入れ拒否があった場合は市が指導すると言われたが、指導ももちろん必要だが人員確保等のバックアップの方をきちんとしないと、指導をされた側の園はもちろん受入れるが、実際その保育現場の職員が対応できるのか。交流をするために来たのに、きちんと機能するのか。先ほどの市の回答を聞いて思った。指導というより、もっとうまく受け入れるためにはどうしたらいいのかを考えてほしい。</p>
委員長	<p>園と保護者とのしっかりした協議が必要だし制度がスタートするときには、基本的に丁寧な周知が必要。</p>
委員	<p>事業所側としては、例えば火曜日に毎週2時間だけ遊びに来ると予定すると、その時間は準備ができる。こどももその時間に一緒にクラスに入って遊んだりするのが一番いいと思う。明日いいですかとか急な対応は難しい。</p>

	<p>面談の中でどんな預け方を希望するか。定期的にコンスタントな形で来る方がこどもにもいいし、保護者も顔なじみになり、保育士に相談できるようになると思う。</p> <p>10時間だったら週2時間ずつぐらい。それを1年間続けると随分こどもも関わりがわかるようになる。</p> <p>いきなり5時間とか、月に2回ぐらい預けてあと全然来ないよりは、少しの関わりをたくさん作っていく方が、この制度の利用の仕方としては目的に沿っていると思う。</p> <p>少し発達課題のあるこどもを預かることも同じだと思う。1日長い時間預けるよりも、週2時間ずつ位預けると、こどももそのパターンができるかもしれないし園側としても受け入れるパターンができると思うので預かりやすいと思う。</p>
委員	<p>周知が問題だと思う。</p> <p>いきなりホームページ見て申し込みと言うのはかなりハードルが高い。</p> <p>お遊戯会、運動会、園庭開放日等の園行事の際にイベント的に制度の周知や、小児科、健診会場での周知等も効果があるのではないかと。ハードルを下げて丁寧な周知が必要だと思う。</p>
委員長	<p>対象園で相談日を設けてみては。いろんな周知の仕方があるので検討し、とてもいい取り組みだということであれば広げていく。</p>
事務局	<p>園庭開放の場を使って誰でも通園制度の周知は考えている。開放の回数を増やして来園者に実際に交流してもらうような直接のやり取りや周知活動も併せて考えている。</p>
3. 委員の情報交換	
・おごおりフードドライブについて	
・おごおりこどもの居場所について	
4. 閉会あいさつ	
副委員長	ご審議ありがとうございました。